

答申第 62 号

「レーダ式車両走行速度測定装置点検成績書の部分開示決定に係る審査請求
に対する裁決」についての答申

栃木県情報公開審査会

第1 審査会の結論

栃木県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「下野署に配備された JMA-240（レーダ式車両走行速度測定装置）（以下「本件装置」という。）の点検成績書」の開示請求に対して行った「レーダ式車両走行速度測定装置点検成績書（以下「本件公文書」という。）」に係る部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、次の項目（以下「本件争点部分」という。）を非開示としたことは妥当である。

- ・レーダ送信周波数の正常状態欄の周波数及び結果欄の周波数
- ・別表の入力周波数欄、理論値欄及び本装置の出力欄

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人は、実施機関に対し、平成 25 年 3 月 4 日付けで、本件公文書について開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

本件請求に対し、実施機関は、本件公文書を特定し、平成 25 年 3 月 13 日付けで、栃木県情報公開条例（以下「条例」という。）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき本件処分を行った。

本件審査請求の趣旨は、この本件処分により非開示とされた部分の内、本件争点部分は開示するとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由等

審査請求人の審査請求書、開示決定等理由説明書に対する意見書、口頭意見陳述及び提出された文書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件争点部分については、警察署は異なるが、平成 24 年 5 月 10 日付けで開示請求（以下「前回開示請求」という。）、平成 24 年 6 月 14 日付けで栃木県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行い、平成 25 年 3 月 13 日付けで諮問庁から非開示妥当との裁決書を受けているが、以下に示すとおり、その後公開すべき種々の事情の変化があった。

(2) 実施機関が行った他者の運転免許停止処分に対して、私が代理人として諮問庁に行った審査請求（以下「別件審査請求」という。）に関して行った平成 25 年 3 月 4 日の意見陳述の場で、間違いなく本件装置の送信周波数が 10.525GHz であること、それが実施機関職員の弁明により判明したことを話した。

前回審査請求では審査会に対して送信周波数が 10.525GHz であることが特定されていることを伝える前に答申（平成 25 年 2 月 18 日答申第 57 号（以下「先例答申」という。））があったことから、条例第 7 条第 5 号及び 6 号該当との判断も一理あることは認める。

しかし、今回は送信周波数が 10.525GHz であると特定されており、特定に至った経過はすべて実施機関から発せられたものである。このことは、交通指導課、県民広報相談課担当職員には伝達済みである。

前回開示請求において、実施機関は非開示の理由を条例第7条第6号該当とし、部分開示決定通知書には「開示することにより、速度取締りを逃れるための対抗措置を可能とし、もって速度違反を助長し、違法行為を容易にするなど、適正な取締りの実施及び公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報です。」と記載している。

確かに測定のために発信する電波の周波数であれば、それを知ることによって逆探知を可能にするものであることから、非開示とすることは理解する。

しかし、私が開示を求める使用周波数は、点検のために使用した周波数であり、これを知ったからといって対抗措置など取れない。また、同時に開示を求めている理論値は、周波数から物理学上の公式を用いて求めることができる数値である。

以前に私が行った開示請求に対して開示を受けた取扱説明書中の「1.3 構成(1) 構成品」の音叉の「508Hz」は上記に述べた点検のために使用する周波数であり、「4.9.4 音叉校正による動作点検」の「27又は28」、「25」は上記理論値を時速に換算した数字である。実施機関が主張するとおりの支障が生じるおそれがあるならばこれを開示したことに合理的な説明がつかない。

なお、審査会の結論が、本件争点部分の非開示を妥当とするものである場合は、実施機関が、装置の動作確認で校正に使う音叉の周波数及びそれに対応すべき速度表示値を開示しており、全く同じ理屈であるにもかかわらず、本件争点部分は非開示情報該当であるとする正当性を必ず理論的に明示してほしい。

(3) 3月13日付の裁決書に述べられた「周波数が特定されるおそれ」は、非開示を妥当とする理由にはなりえないはずである。

別件審査請求において実施機関から取得した弁明書及び平成26年2月26日付けで行った公文書開示請求に対して開示された弁明書に記載された内容(電波法第38条の6第1項の規定に基づく当該機種を検出部についての技術基準適合証明書発行日)と、総務省ホームページで公開されている技術基準適合証明等の公示とを併せることにより、送信周波数は特定できる。

また、一般書店で販売しており、市立図書館にもある民間の出版社の発行するラジオ関係雑誌に、周波数10.525GHzは速度測定用としても使用されている旨記載されており、また、国内でレーダー探知機を発売する各社のホームページには、製品情報若しくは仕様として、Xバンド(=10.525GHz)受信可能とうたっている。

私がブログを通じて知り合った者は、他県警で速度違反で検挙され否認し出頭した際に、実施機関が私に非開示としたものと同じ情報を見せてもらったそうである。

(4) 別表の最下欄については「測定可能範囲を類推されるおそれ」等といった理由も考えられるが、当該点検は単なる民間企業の社内基準によるものである。どこにも測定可能範囲の最高値を検査するなどの情報はない以上、仮に240km/h相当の理論値で点検をしようとも、そこから類推できるのは「240km/h以上の測定が可能」というものでしかない。

速度測定範囲及び送信周波数については、他県警ホームページに掲載されている

「交通反則切符の様式等及び告知要領等の制定」に関する通達において、機種は異なるが、誰でも閲覧できるようになっている。私は本件装置の最高測定可能範囲を知るつもりはないが、同県警は、上限を公表している。

第3 実施機関等の主張要旨

諮問庁の開示決定等理由説明書及び実施機関の職員に対する意見聴取における主張は、おおむね次のとおりである。

本件争点部分のうち、正常状態欄には本装置の正常状態における送信周波数等が、結果欄には点検結果が、入力周波数欄には本件装置点検時の精度確認の際に車両から得られるドップラー周波数の代わりに信号発信機から入力した8種類の周波数が、理論値欄には各々の入力周波数からドップラー方程式で算出したとされる数値が、本装置の出力欄には、点検の際の本件装置の出力結果が記載されている。

正常状態及び点検結果には本件装置の送信周波数が記載されており、更に、入力周波数、理論値には直接の送信周波数は記載されていないものの、これらの数値を知ることから公式から送信周波数を類推することができる。

送信周波数を知ることになれば妨害装置の開発につながり、対抗措置を可能とし、その結果、速度違反の取締りに支障を来すおそれがあると認められる。

また、理論値欄及び本装置の出力欄は、直接に速度測定可能範囲を表すものではないが、速度測定可能範囲をある程度類推することができるものであると認められ、これを開示した場合、速度測定可能範囲以上の速度で走行するなどの速度違反を助長するおそれがあるものと認められる。

従って、本件争点部分の正常状態及び結果は本件装置の送信周波数が判明する情報であり、入力周波数、理論値及び本装置の出力は送信周波数を類推できるおそれのある情報、更に、理論値及び本装置の出力は本件装置の測定可能範囲を類推できるおそれのある情報であると認められ、犯罪の防止、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

また、平成25年3月13日付けで審査請求を棄却する裁決を行った後、審査請求人が開示を求める部分について、条例第7条第6号に該当しないこととなる特段の事情は認められず、非開示とする判断を変更すべき必要はない。

第4 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文

書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件公文書について

本件公文書は、実施機関の下野警察署に配備されている本件装置の点検成績書であり、本件装置を製造した法人が定期保守点検の結果として作成し、実施機関が取得し保有しているものである。

本件公文書には、おおむね次の情報が記載されている。

- ・本件装置の品名、形名、製造番号、製造年月
- ・点検年月日、前回点検年月日
- ・点検者の名称及び所在地
- ・各点検項目とこれに係る正常状態、結果
- ・契約先及び使用先
- ・精度確認結果

各入力周波数とこれに対する設置角度選択0度及び27度の場合におけるそれぞれの理論値、減算値、本装置の出力

- ・点検者の職氏名

なお、本件公文書は、取得した警察署及び時期は異なるが、先例答申の対象公文書と同種のものである。

3 具体的な判断

条例第7条第6号は、公開することにより、犯罪の防止、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報については非開示とすることを定めている。

審査請求人が開示を求めている本件争点部分について、実施機関は、条例第7条第6号に該当するものとして非開示とし、諮問庁としても、先例答申に基づき平成25年3月13日付けで行った裁決を変更する理由はないとしている。

このため、審査請求人の新たな主張に基づき、先例答申の判断を変更する必要性の有無について検討する。

(1) 条例第7条第6号該当性について

先例答申においては、入力周波数及び理論値の組合せは、すべてを開示するのみならず一部分を開示したとしても、本件装置の送信周波数及び測定範囲が類推される可能性がある情報であると認められ、送信周波数及び測定範囲は、犯罪の防止、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報であるとして条例第7条第6号に該当するものと判断したものである。

(2) 審査請求人の新たな主張について

ア 審査請求人は、実施機関が行った他者の運転免許停止処分の取消しを求める審査請求事案の代理人の地位をもって取得した文書に記載されている情報及び別の公文書開示請求により得られた情報と、総務省ホームページで公開されている情報を組み合わせることによって送信周波数が特定されると主張している。しかしながら、このケースでは、審査請求人が入手した上記2件の情報から当該機種の証明書の発行日が特定され、同日付けで証明した機種がたまたま1件しかなかったことから、審査請求人が結果として送信周波数を推測できたに過ぎず、それをもって公開されている情報とは言えない。

イ また、審査請求人は、実施機関以外の他県の警察本部のホームページに、機種は異なるが、送信周波数及び速度測定範囲が誰でも閲覧できるようになっていると主張しているが、当審査会が確認したところ、現在、当該情報は同県警ホームページから削除されており、今後公開される予定もない。

ウ さらに、審査請求人は、一般の書店で販売されており、また市立図書館にもある書籍やレーダ探知機を発売する民間企業のホームページに、速度取締用周波数として10.525GHzと記載されていると主張するが、当該周波数が本件装置の送信周波数と同一であるとの根拠はなく、また、審査請求人がブログで知り合ったという人物からの伝聞情報も公開されている情報とは言えない。

エ 以上のことから、誰もが知り得る情報から、本件争点部分の送信周波数は特定されるとする審査請求人の新たな主張は採用できず、先例答申の結論を変更する特段の事情は認められないものと判断する。

4 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年6月26日	諮問書の受理
平成25年8月7日	開示決定等理由説明書の受理
平成25年9月9日	開示決定等理由説明書に対する意見書の受理
平成25年11月19日 (第236回審査会)	審議(経過等説明)
平成25年12月17日 (第237回審査会)	・実施機関の職員からの意見聴取 ・審議
平成26年2月4日	・審査請求人の口頭意見陳述

(第238回審査会)	・ 審議
平成26年 3 月 4 日 (第239回審査会)	審議
平成26年 5 月 27 日 (第240回審査会)	審議
平成26年 6 月 24 日 (第241回審査会)	審議
平成26年 7 月 22 日 (第242回審査会)	・ 実施機関の職員からの意見聴取 ・ 審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
菊 池 昌 彦	株式会社とちぎテレビ常務取締役	
塚 本 純	宇都宮大学教授	会長
根 本 智 子	弁護士	
廣 木 昭 男	前栃木県商工会連合会専務理事	会長職務代理者
堀 眞由美	白鷗大学教授	